

# 東京都社会保険労務士会

---

令和5年度

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

介護事業所向け解説動画

その⑥ 特定処遇改善加算に  
取り組もう

特定社会保険労務士 三島 幹雄

# 介護職員等特定処遇改善加算の概略①

趣旨	<p>経験・技能のある介護職員に重点を置き、処遇改善加算に加えて更なる賃金改善を行うための介護報酬の加算として、2019年の消費税引上げ時に新設されました。加算率が高い順に特定加算Ⅰ・Ⅱの2区分があります。</p>	
算定要件	特定加算Ⅰ・Ⅱの両区分で必要	<p><b>処遇改善加算要件</b>          処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していること。</p> <p><b>職場環境等要件</b>          届出の計画に係る計画の期間中に別紙1表4に掲げる処遇改善（賃金改善を除く。）の取組を複数実施し、その内容を全ての職員に周知していること。ただし、別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。</p> <p><b>見える化要件</b>          特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>
		特定加算Ⅰのみ必要

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

# 介護職員等特定処遇改善加算の概略②

## 処遇改善加算と異なり、介護職員以外の賃金改善が可能

令和3年度より、グループ別の配分率が見直されています。

賃金改善	<p>次のグループ分けをしたうえで賃金改善を行う。</p> <p><b>A 経験・技能のある介護職員</b> 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。 具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数 10 年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。</p> <p><b>B 他の介護職員（Aに該当しない介護職員）</b> 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。</p> <p><b>C その他の職種（介護職員以外の職員）</b> 介護職員以外の職員をいう。</p> <p>Aの賃金改善は、該当者がいる限り必須です。 A・B・Cのグループ間の平均賃金改善額は、A・B間は「A&gt;B」、BとCの比率は「1：0.5以下」（注）としなければなりません。</p> <p>（注）Cの<b>平均賃金額</b>がBの<b>平均賃金額</b>を上回らない場合は、柔軟な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善額が等しくなる（1：1）までの改善が可能。</p>
------	---

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」、厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和3年3月19日)」より

# 特定加算の区分と算定要件

## 算定要件の内容と特定加算の区分

(注) 区分Ⅰ・Ⅱのそれぞれで満たす必要のある要件「○」、満たさない要件「×」

算定要件	算定要件の内容	(注) ←	Ⅰ	Ⅱ
処遇改善加算要件	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのうちのどれかを算定していること。		○	○
職場環境等要件	処遇改善加算と同じものだが、処遇改善加算では、どれか一つでよかったのに対し、特定加算では「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分からそれぞれ1つ以上の取組を行うことが必要		○	○
見える化要件	特定加算の取り組みをホームページ等に掲載し、公表していること。介護サービス情報公表システムに掲載することで足りる。		○	○
介護福祉士の配置等要件	サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の区分の届出を行っていること。 ※ 訪問介護その他のサービス区分で求められる要件については、2ページの「介護職員等特定処遇改善加算の概略①」を参照		○	×

# 特定加算の主役「経験・技能のある介護職員」

## 経験・技能のある介護職員は誰が該当するか？

特定加算による賃金改善の主役となる経験・技能のある介護職員の定義を国は次のように示しています。

### 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、**介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。**

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

# 特定加算による賃金改善の単位

## 賃金改善を法人全体で行うか、事業所ごとに行うか

特定加算による賃金改善は、事業所ごとに行うのが本来の考え方ですが、法人全体で作成した計画書を届け出れば、法人全体（複数事業所を一括）で行うこともできます。

特定加算による賃金改善は、A（経験・技能のある介護職員）、B（他の介護職員）、C（その他の職種）のグループ分けをしたうえで行いますが、Aのうち1人以上は、賃金改善の見込額が月額平均8万円以上または賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上になる賃金改善を行う必要があります。

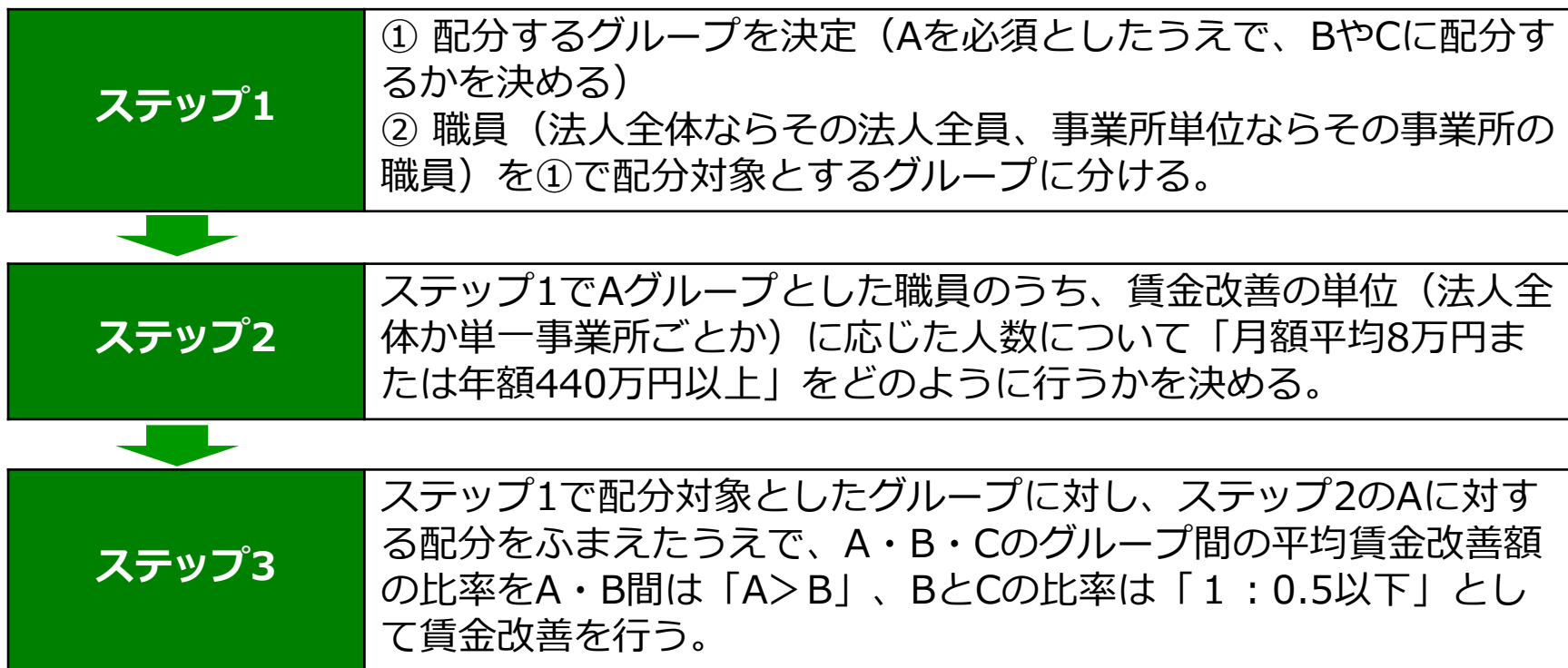
この Aグループに対して月額平均8万円または年額440万円以上の賃金改善を行う人数は、特定加算による賃金改善を法人全体で行うか、事業所ごとに行うかにより、次のように異なります。

賃金改善の単位	Aグループに月額8万円また年額440万円以上の賃金改善を行う人数
単一事業所	その事業所で1人以上
法人全体 (複数事業所を一括)	A・B・Cのグループ分けを法人全体で行い、そのAのうち一括する事業所の数以上の人数  (例) 「ア」「イ」「ウ」の三つの事業所を一括する場合、「ア」～「ウ」の各事業所で1人以上ではなく、どの事業所でもよいので3人以上という意味（「ア」だけで3人でもよい）

# 賃金改善方法（特定加算の配分）の決定

## 特定加算による賃金改善（配分）の流れ

特定加算による賃金改善（配分）は、次のステップで行うことが考えられます。



以下、上記の流れを見ていきましょう。

# ステップ1 賃金改善を行う範囲を決める

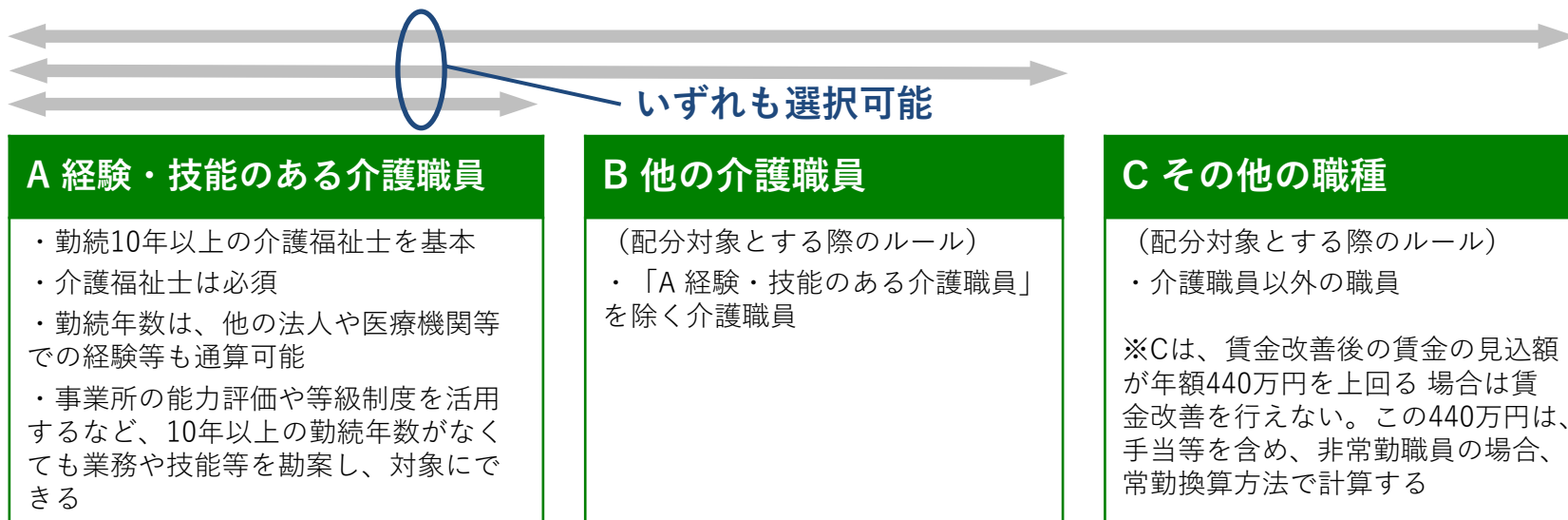
## 特定加算による賃金改善を行う職員の範囲を決める。

### ① A・B・Cのグループ分け

経験・技能のある介護職員を定義したうえで、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」「B：他の介護職員」「C：その他の職種」に分ける。

### ② 配分グループの決定（原則として、Aは必須）

特定加算による賃金改善をどのグループに対して行うかを決める。Aにすべてを配分することも、Aに配分したうえでBやCに配分することも可能。新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合などは、Aを設定しないことができる。





# ステップ2 Aの賃金改善を決める

「A 経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、  
**月額平均8万円または年額（年収）440万円以上の賃金改善が必要**

## 月額平均8万円以上の賃金改善

- ・賃金改善実施期間における月額平均の賃金改善額が8万円以上となることが必要
- ・処遇改善加算の賃金改善分とは別に判断する
- ・法定福利費等の増加分を含めて判断可能

## 年額440万円以上の賃金改善

- ・年額440万円は、処遇改善加算による改善額を含めて判断
- ・年額440万円は、手当等を含めて判断
- ・年度途中から特定加算を算定するときは、12か月間加算を算定していれば、年額440万円以上と見込まれる場合、要件を満たすものとして差し支えない
- ・現に年額440万円以上の者は、「月額8万円または年額440万円以上の賃金改善を行う人数」に含めてよい
- ・社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断

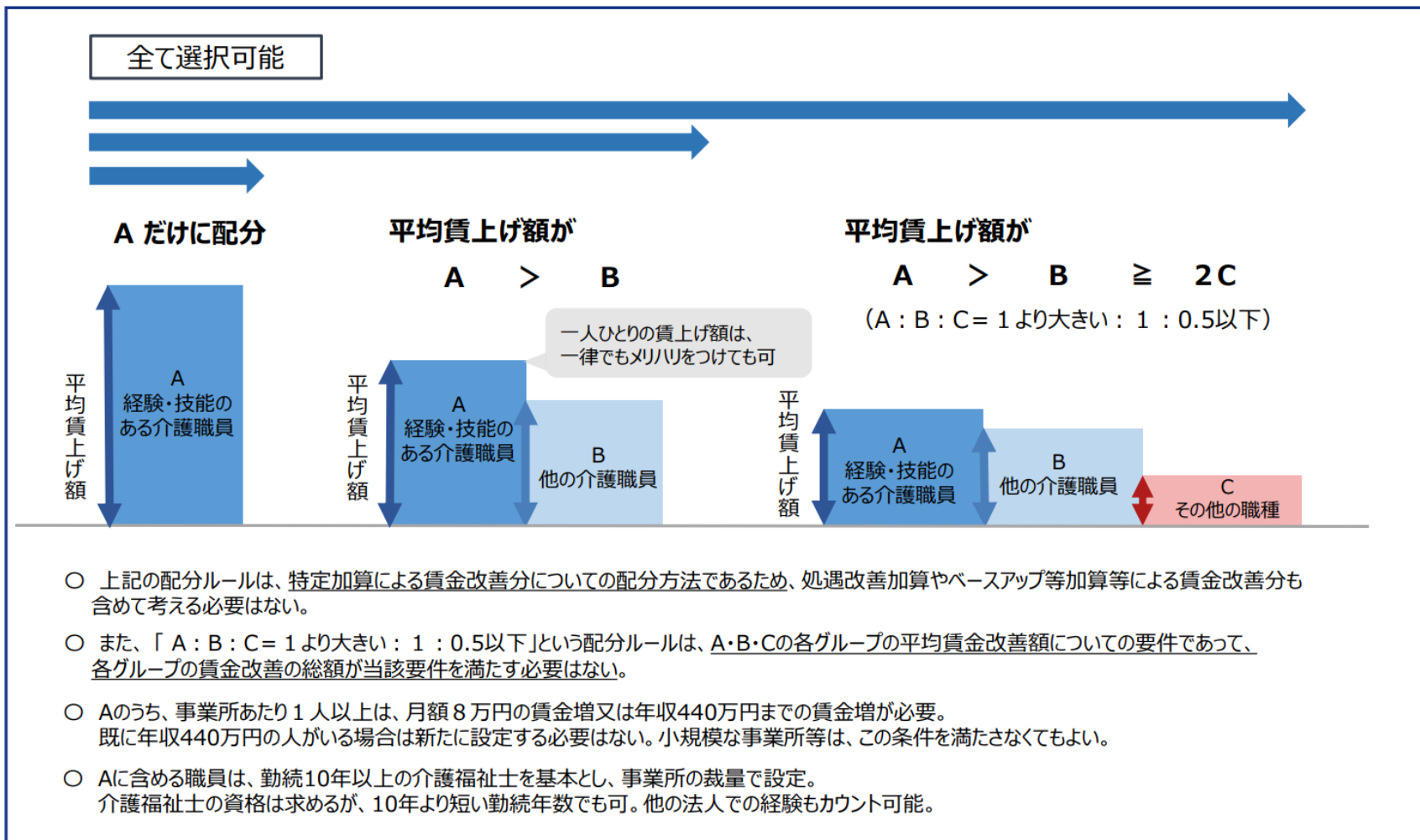
## 例外的な取扱い

- ・以下の場合、「月額平均8万円または年額440万円以上の賃金改善」の条件を満たさなくてもよい
  - ▶ 小規模事業所で特定加算が少額である場合
  - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
  - ▶ 8万円等の賃金改善を行うにあたり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

# ステップ3 各グループの賃金改善を決める

A・B・Cのグループ間の平均賃金改善額は次のとおり

A・B間は「 $A > B$ 」、BとCの比率は「 $1 : 0.5$ 以下」



令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

# 特定加算による賃金改善を行う際の注意点①

## 経験・技能のある介護職員の賃金改善

経験・技能のある介護職員に対する「月額平均8万円または年額440万円以上の賃金改善」は、次の意味で捉えてください。

月額平均8万円以上	月額の賃金が8万円以上ではなく、賞与等による賃金改善分も含めた年間（賃金改善実施期間）の賃金改善額を12等分した金額が8万円以上の意味
	この月額平均8万円以上には、特定加算による法定福利費等の増加分も含めて判断する。
年額440万円以上	処遇改善加算による賃金改善も含めた金額
	介護職員と看護職員など他職種を兼務する場合、勤務時間の全てでなく部分的であっても、介護業務を行っている場合は、介護職員として「経験・技能のある介護職員」に区分できる。 また、その場合の年収は兼務割合などで按分することなく、実際に受けている金額で440万円以上かどうかを判断してよい。
	特定加算による賃金改善を行わなくとも、経験・技能のある介護職員のグループ内に、すでに440万円以上の者がいるときは、その人数分「年額440万円以上」の条件を満たす。
	「440万円以上」は、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断する。

# 特定加算による賃金改善を行う際の注意点②

## 処遇改善加算と同じことが求められる

処遇改善加算のキャリアパス要件と異なり、特定加算の算定要件として、「就業規則等による周知」は明記されていません。

しかし、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」では、特定加算についても、次のように賃金改善ルールを「就業規則、給与規程」等に定めることが求められています。

労働法令の遵守が必要なことも処遇改善加算と同様です。

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例	○
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程	
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細	
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

東京都福祉局ウェブサイト「令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算について（こちらは介護保険が対象です）」内の資料「処遇改善加算等計画書（記載例）」より

# 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算の加算率 (令和5年)

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に該当	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%

処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲ)を受けていれば、特定加算のⅠまたはⅡを同時に受けることができる(処遇改善加算要件を満たす)。処遇改善加算を受けずに特定加算だけを受けることはできない。これはベースアップ等支援加算も同じ。

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

# 特定加算の取得状況

## ○ 介護職員等特定処遇改善加算の取得（届出）状況

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が75.0%、加算を「取得（届出）していない」事業所が25.0%となっている。（統計表第31表）

	取得(届出) している	取得(届出) していない	
		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)
全体	75.0%	41.7%	33.3%
介護老人福祉施設	93.4%	79.6%	13.8%
介護老人保健施設	87.6%	68.8%	18.9%
介護療養型医療施設	49.0%	27.8%	21.2%
介護医療院	61.4%	37.6%	23.8%
訪問介護	69.4%	37.1%	32.3%
通所介護	67.4%	33.7%	33.8%
通所リハビリテーション	77.2%	60.6%	16.6%
特定施設入居者生活介護	88.8%	42.5%	46.3%
小規模多機能型居宅介護	83.3%	43.0%	40.3%
認知症対応型共同生活介護	84.3%	33.8%	50.5%

注1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の届出をしていると回答した施設・事業所における令和4年12月31日時点の取得(届出)状況である。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

### ○ 介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算(Ⅰ):介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算(Ⅱ):介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。

(参考) 令和3年度介護従事者処遇状況等調査における介護職員等特定処遇改善加算の取得（届出）状況

	取得(届出) している	取得(届出) していない	
		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)
全体	72.8%	39.6%	33.2%

無料  
相談

処遇改善加算等を取得していない、東京都内の  
 または  
上位の加算を目指したいとお考えの  
介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- 介護職員処遇改善加算の新規取得
- 介護職員等特定処遇改善加算の新規取得
- 介護職員処遇改善加算の上位区分への変更
- 介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得

本事業のお問い合わせは**都内の介護サービス等事業所様が対象です。**  
 他県の事業所様やコンサルタント等のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

**毎週月・水・金曜日(祝日を除く)に開催!**

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください



フリー  
ダイヤル

**0120-179-117**

受付時間/午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。  
 追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。

[https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo\\_syoguukaizenkasan/](https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/)